

入札公告

一般競争入札（条件付き）を次のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び奈義町財務規則（平成4年奈義町規則第15号。以下「規則」という。）第106条の規定に基づき公告する。

令和8年6月1日

奈義町長 奥 正 親

1 競争入札に付する事項

(1)	工事番号	第 1 号
(2)	工 事 名	奈義町移住サテライトベース整備事業 (旧中央東幼稚園改修工事)
(3)	工事場所	岡山県勝田郡奈義町行方地内
(4)	工事概要	地上1階建て 鉄筋コンクリート造+軽量鉄骨造 延床面積 670.98㎡ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事
(5)	工事期間	本契約締結日から令和9年3月19日まで
(6)	工事種目	建築一式工事
(7)	予定価格	299,200,000円(税抜)
(8)	最低制限価格の設定	有
(9)	契約保証金	要
(10)	支払条件	前金払 有 部分払 有

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格条件をすべて満たした共同企業体で、かつ入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 共同企業体の資格条件

ア) 構成員数は、2社とする。

イ) 各構成員は、本件工事に係る入札において、同時に2以上の共同企業体の構成員になることができない。

ウ) 構成員の出資比率がそれぞれ30%以上であること。なお、代表構成員の出資比率は50%を超えていること。

(2) 共同企業体の構成員の資格条件

ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ) 公告日から開札日までの期間中に、奈義町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（以下「指名停止等要領」という）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全であるものでないこと。

エ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者であること。

オ) 奈義町令和7・8年度の入札参加資格名簿に登録されている者であること。

カ) 建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。

(3) 第1構成員（代表者）の参加要件

共同企業体の構成員の資格条件の他に次の要件に該当するもの。

・岡山県内に本社（本店）又は支店（営業所）を有すること。

・直近の経営事項審査における建築一式工事の総合評価値が1200点以上であること。

・平成28年4月1日以降に日本国内で延床面積500㎡以上の公共施設の新築又は改築工事等を元請けとして施工実績があること。（CORINSで完了実績が証明されるものに限る。また、共同企業体による受注の場合は代表企業の実績に限る。）

・次の条件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できるもの。

ア) 当該工事の入札参加資格確認申請日以前に3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、営業所等の専任技術者でない者であること。

また、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日以降に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有するもの又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級建築施工管理技士の資格を有するものであること。

ウ) 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けているものであること。

(4) 第2構成員の参加要件

共同企業体の構成員の資格条件の他に次の①又は②の要件に該当するもの。

①・岡山県内に本社（本店）又は支店（営業所）を有すること。

・直近の経営事項審査における建築一式工事の総合評価値が1050点以上であること。

・次の条件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できるもの。

ア) 当該工事の入札参加資格確認申請日以前に3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、営業所等の専任技術者でない者であること。

また、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日以降に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有するもの又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級建築施工管理技士の資格を有するものであること。

ウ) 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けているものであること。

②・奈義町内に本社（本店）を有すること。

・直近の経営事項審査における建築一式工事の総合評価値が800点以上であること。

・次の条件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できるもの。

ア) 当該工事の入札参加資格確認申請日以前に3か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、営業所等の専任技術者でない者であること。

また、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日以降に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有するもの又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級建築施工管理技士の資格を有するものであること。

ウ) 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けているものであること。

3 入札参加手続き等

競争入札参加希望者は、次に掲げる提出書類を提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書による。

(2) 提出先及び契約条項等に関する問い合わせ先（事務局）

奈義町役場総務課

住所：勝田郡奈義町豊沢306-1

TEL：0868-36-4111

FAX：0868-36-4009

E-mail：soumu@town.nagi.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年6月1日（月）～令和8年6月15日（月）（土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

4 設計図書の閲覧

設計図書（設計内訳書並びに設計図面）については、令和8年6月1日（月）から奈義町ホームページにて公表する。（ホームページアドレス：<https://www.town.nagi.okayama.jp/>）

5 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者又はその構成員が、次のいずれかに該当するときは、本件工事に係る入札に参加することができない。

- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

6 入札及び開札

(1) 入札執行の日時及び場所

ア 日 時 令和8年6月19日（金）午後1時30分

イ 場 所 奈義町役場301会議室

(2) 入札執行について

ア 郵送又は電子メール、FAX等による入札は認めない。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 第1回入札書と同時に当該入札金額の根拠となる工事費積算内訳書を提出すること。

エ 代理人をもって入札をしようとする者は、必ず委任状を提出すること。

オ 入札者は、提出した入札書の引換、変更または取り消しをすることができない。

カ 入札者は、入札書の記載事項につき抹消、訂正または挿入することができない。

キ 入札回数は3回までとする（2回目以降は工事費積算内訳書の提出は不要）。

ク 入札終了後、落札者は、課税事業者または免税事業者であることを明記した届出書を提出す

ること。

ケ 応札者が1者の場合でも入札は実施する。

(3) 開札

開札は、入札の終了後直ちに入札者の立ち合いのうえ行う。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札、又は代理権のない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が認識しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- (7) 入札書等を提出する場合に、6（2）に定める方法をとらない入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札
- (9) 前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格を下回った入札を行った者は落札者とししない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退できない。
- (3) 最低価格入札者が内訳書審査において失格となった場合においては、予定価格の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）で、かつ内訳書審査において不備がない入札者を落札者とする。この規定は、落札者が決定するまで、順次行うものとする。

9 開札日の翌日から本契約締結までの間の取扱い

本件は、奈義町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月30日条例第3号）第2条の規定に該当する契約に該当するため、仮契約を締結し議会の議決後に本契約とする。

ただし、落札者の決定から議会の議決日までの間に、落札者が指名停止等要領の規定に基づく指名停止を受けた場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當である場合は当該落札者を失格とし、当該入札の次順位者について、8に基づき新たな落札者を決定する。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金については、契約締結と同時に契約金額の100分の10以上の額を保証する次のいずれかの保証を付すること。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 有価証券の提供
 - ウ 金融機関の保証
 - エ 前払金保証事業会社の保証
 - オ 公共工事履行保証証券による保証
 - カ 履行保証保険による保証

11 その他

- (1) 契約書作成の要否
要する。
- (2) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約を締結する予定の有無
無
- (3) 詳細は、入札説明書による。